



平成 18 年 5 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション  
代表者名 代 表 取 締 役 菊 地 敬 一  
( JASDAQ・コード 2 7 6 9 )  
問合せ先 取締役管理本部長 中 根 雅 行  
( TEL・0 5 6 1 - 6 3 - 3 0 3 1 )

## 内部統制システムの基本方針について

当社は、平成18年5月16日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

記

### 1. 内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、内部統制に関する基本方針を次のとおり定める。

本方針に従って内部統制システムを構築、運営するとともに、常時見直しを行い、より適切な内部統制システムの整備に努めるものとする。

### 2. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ( 1 ) コンプライアンス担当役員を指名し、当該役員を責任者とするコンプライアンス委員会を設置する。
- ( 2 ) コンプライアンスに関する規程を制定し、周知徹底を図り、社内研修等の機会を通じてコンプライアンスの重要性についての啓蒙を行うとともに、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
- ( 3 ) 通報者の保護を徹底した通報・相談システムを充実する。
- ( 4 ) 内部監査室が監査を行い、コンプライアンス体制の運用状況を監視、検証し、その結果を定期的に取締役会、代表取締役に報告する。

### 3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ( 1 ) 法令および文書管理規程その他の情報管理に係る社内規程に従って文書作成および情報の管理・保存・廃棄を行う。
- ( 2 ) 情報管理者は情報管理体制を整備し、法令または証券取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。
- ( 3 ) 取締役の職務執行に係る情報の文章作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

#### 4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する規程を制定し、代表取締役を議長とするリスク管理委員会を設置して定期的にリスク管理体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行うとともに、新たなリスクの発生の有無を監視する。
- (2) 商品、金銭に関するリスクに対応するため、外部のリスク管理会社と契約を締結してコンサルティングを受け、リスク管理体制の改善を図る。
- (3) リスク対応に関するマニュアル等を作成し、リスクが現実化した際に適切な対応を行うための体制を整備する。
- (4) 会社として把握しているリスクに関しては、法令ならびに証券取引所の規則等に従い、適切な開示を行う。
- (5) リスク管理委員会は、リスク管理の状況を取締役に定期的に報告する。

#### 5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する。
- (2) 職務分掌規程および職務権限規程に基づく職務権限の分担により、迅速かつ効率的な意思決定を行う。
- (3) 取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて実施すべき具体的な施策を業務担当取締役が定め、業務担当取締役は取締役会において業績を報告する。

#### 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人（以下「監査役スタッフ」という）を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置に当たっての具体的な内容（組織、人数、その他）については、監査役会と相談し、その意見を十分考慮して検討する。

なお、本年4月現在においては、監査役は監査役スタッフを置くことについて求めていない。

#### 7. 監査役スタッフの取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役スタッフの任命・異動については、監査役会の同意を必要とする。
- (2) 監査役スタッフは、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとする。

#### 8. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役に報告すべき事項、監査役が出席する会議、監査役が閲覧する書類等を明確に定め、取締役、使用人に対し周知徹底を図る。
- (2) 監査役が取締役会およびその他の重要な会議に出席し、また、必要に応じて取締役、使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受ける。

#### 9. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査役会と定期的に意見交換を行う体制を確保する。
- (2) 監査役は、会計監査人と定期的に情報交換を行う体制を確保する。
- (3) 監査役会が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

以上